

高等学校等進路指導担当教諭を対象とする

令和7年度 公正採用選考等研修会

～ 公正な採用選考システムの確立について ～

令和7年6月11日（水）

愛知労働局職業安定部職業対策課

1 公正な採用選考の基本的な考え方

日本国憲法
第14条・第22条

採用選考の基本的な考え方

- 「人を人としてみる」人間尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重すること
- 応募者の適性・能力に基づいた基準により行う

公正な採用選考の基本

- 応募者に広く門戸を開くこと
- 本人のもつ適性・能力に基づいた採用基準とすること

2 人権とは

令和7年度版「人権の擁護」(法務省人権擁護局)

- 全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利
- 人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利

障害者差別

人種差別

部落差別
同和問題



3 人権に対する法的保護

日本国憲法第14条・第22条

- ・すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- ・何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

世界人権宣言第1条

- ・すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

職業安定法第3条

- ・何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。

労働基準法第3条

- ・使用者は労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

労働施策総合推進法第9条

- ・事業主は（中略）労働者の募集及び採用について、（中略）の年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

男女雇用機会均等法第5条

- ・事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

障害者雇用促進法第34条

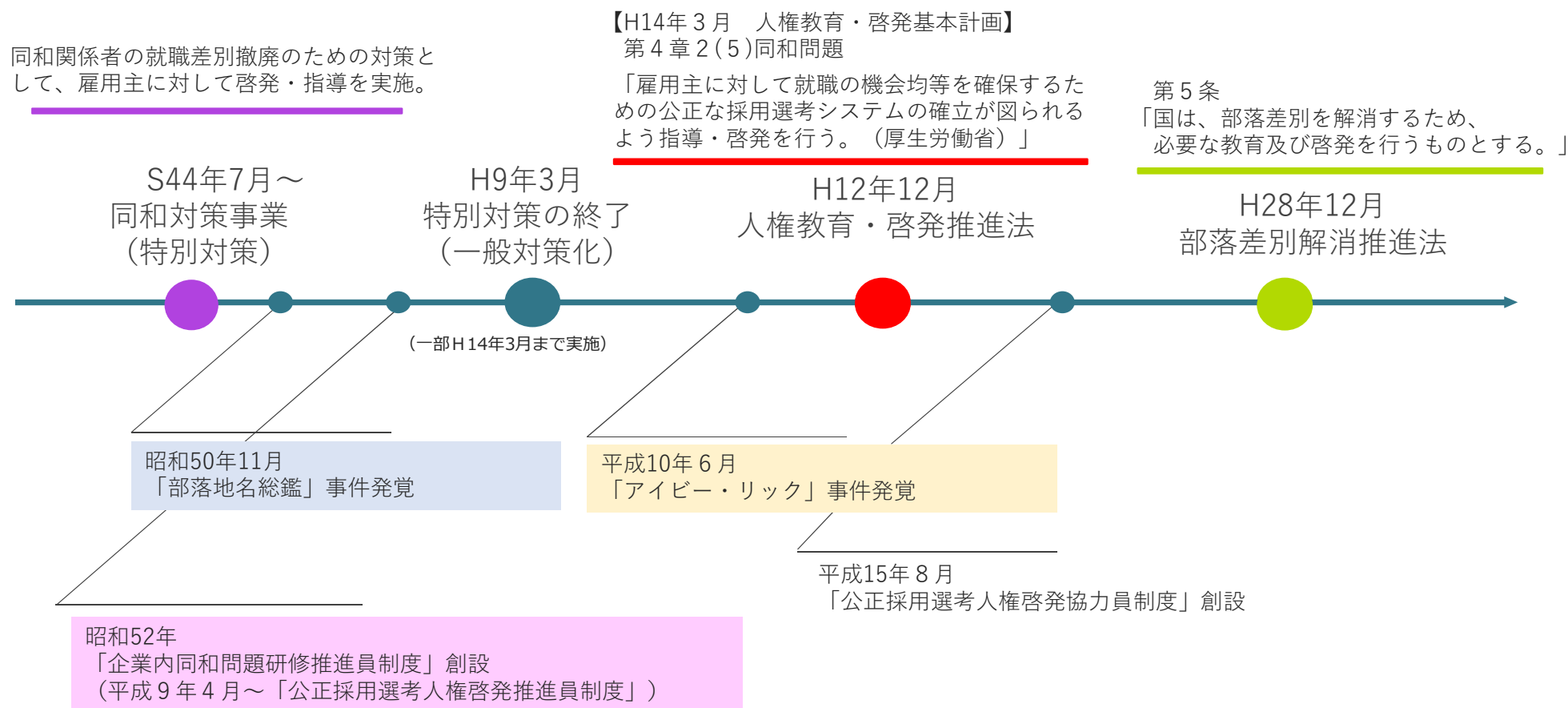
- ・事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

労働組合法第7条

- ・労働者が労働組合に加入しない、もしくは脱退することを雇用条件としてはならない。

一般的な就職差別禁止の法令は存在しないが、法律上禁止されていない場合であっても、本人の適性・能力に関係のない事項の把握は、就職差別につながるおそれのある事象として判断される。

4 人権問題・同和問題のこれまでの経緯



5 公正採用選考人権啓発推進員

目 的

- ・一定規模以上の事業所に、推進員の設置を図り、推進員に対して計画的・継続的な研修等を行って、当該事業所における公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深める
- ・（昭和52年度創設「企業内同和問題研修推進員制度」が前身）

選任基準

- ・人事担当責任者等採用・選考に関して相当の権限を有する方の中から選任

推進員の設置対象事業所（愛知県）

- ・常時使用する従業員の数が30人以上である事業所
- ・労働者派遣事業、職業紹介事業を行っている事業所
- ・管轄する公共職業安定所長が推進員を選任することが適当であると認める事業所

推進員の役割

- ・公正な採用選考システムの確立を図る
- ・職業安定行政機関との連携窓口
- ・事業所において必要とする対策の樹立及び推進

6 採用選考時に配慮すべき事項

～就職差別につながるおそれがある14事項～

本人に責任のない事項の把握

- 1 「本籍・出生地」に関すること
- 2 「家族」に関すること（職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など）
- 3 「住宅状況」に関すること（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- 4 「生活環境・家庭環境など」に関すること

本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）の把握

- 5 「宗教」に関すること
- 6 「支持政党」に関すること
- 7 「人生観・生活信条など」に関すること
- 8 「尊敬する人物」に関すること
- 9 「思想」に関すること
- 10 「労働組合（加入状況や活動歴など）」、「学生運動などの社会運動」に関すること
- 11 「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関すること

採用選考の方法

- 12 「身元調査など」の実施
- 13 「本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類」の使用
- 14 「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

7 求職者等の個人情報の取扱い

職業安定法（第5条の5）では、労働者の募集業務等の目的の達成に必要な範囲で、募集に応じて労働者になろうとする者等の個人情報を収集、保管、使用しなければならない旨を規定している。

また、併せて、法に基づく指針（平成11年労働省告示第141号）が公表され、原則として収集してはならない個人情報等を規定している。

次の個人情報の収集は原則として認められません

- ◆人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
 - ・ 家族の職業、収入、本人の資産等の情報
 - ・ 容姿、スリーサイズ等差別的評価につながる情報
- ◆思想及び信条
 - ・ 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書
- ◆労働組合への加入状況
 - ・ 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

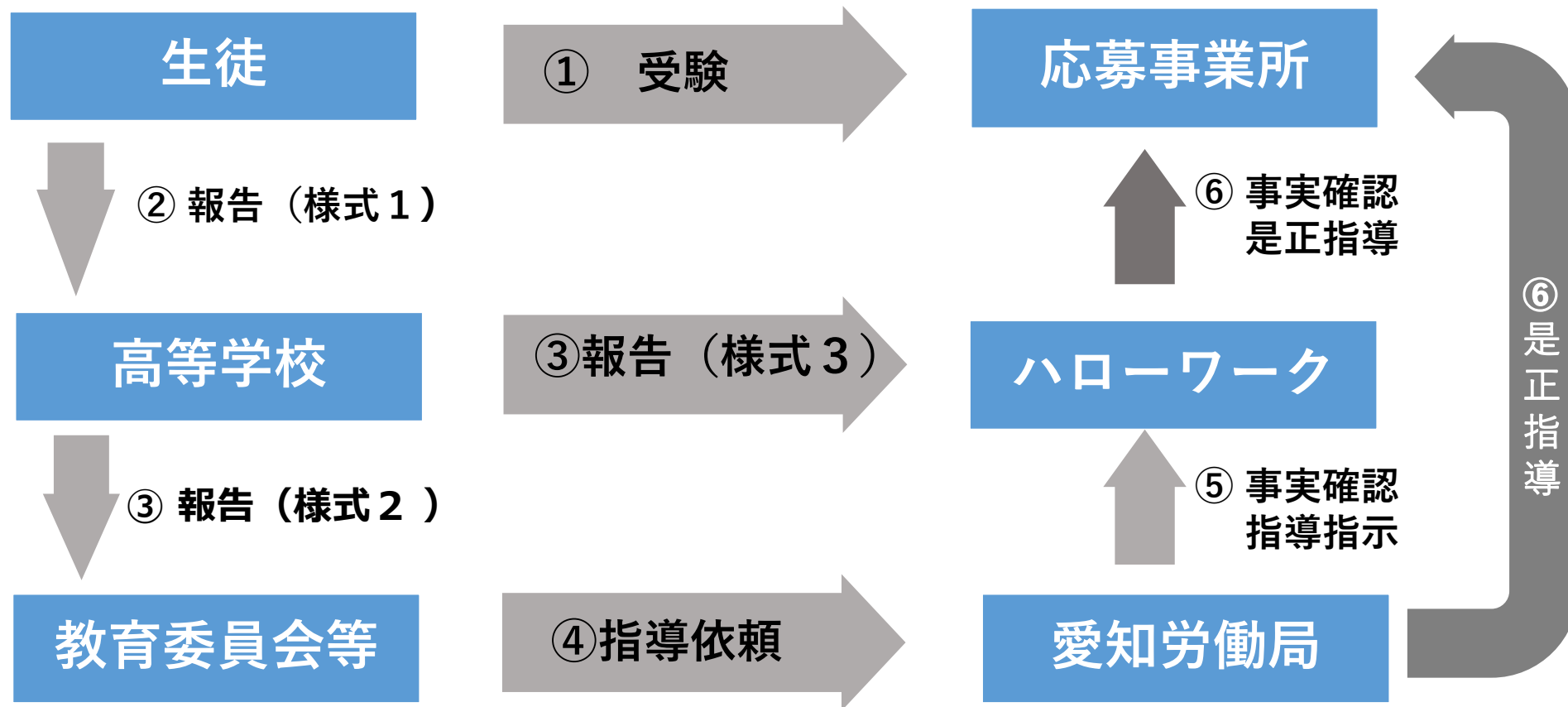
【原則】 個人情報の収集は、本人から直接又は本人同意の下で収集

違反したときは

- ◆違反行為をした場合は、職業安定法に基づく改善命令を発出する場合がある
- ◆改善命令に違反した場合は、罰則（6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が科せられる場合がある

8 教育機関とハローワーク・労働局との連携した取り組み①

報告・指導等の流れ



8 教育機関とハローワーク・労働局との連携した取り組み②

様式1：就職試験受験結果報告書

(様式1)

就職試験受験結果報告書

()科()年()組()番氏名()

この報告書は、皆さんの後輩の進路指導の参考とするものです。

皆さんの就職について不利になるようなことはありませんので、安心して報告してください。

1 受験事業所について

事業所名

所在地

職種

2 受験日・内容等について

第1次試験

受験日

内容

受験者数

第2次試験

受験日

内容

受験者数

3 筆記試験について

試験科目

試験時間

試験内容

4 作文について

テーマ

字数

制限時間

5 面接試験について（質問をうけた項目に○を付け、具体的内容を記入する。）

質問項目\面接時間・人数等

個人面接

集団面接

志望動機に関する事

仕事の内容に関する事

勤務条件に関する事

事業所に関する事

特技・資格に関する事

学校生活に関する事

家族に関する事

住居に関する事

人生観・生活信条に関する事

プライベートに関する事

受諾書、購読新聞に関する事

身体に関する事

質問内容（具体的に記入すること。）

6 履歴書（全国高等学校統一用紙）以外の提出物について（あり・なし）（○を付ける）

求められた時期

選考試験日前

内定前

求められた書類

内容例

7 面接以外の調査（家庭調査や身元調査など）について（あり・なし）（○を付ける）

8 就職試験全体を通して気づいたこと、感じたこと

9 面接会場の見取図

※受験後3日以内に提出すること。

8 教育機関とハローワーク・労働局との連携した取り組み③

様式2：教育委員会報告用

(様式2)

3 高第 号
令和3年 月 日

愛知県教育委員会高等学校教育課長 殿

立 高等学校長
(全日 ・ 定時)

就職試験における不適切事例について (報告)

このことについては、次のとおりです。

不 適 切 事 例		
面接質問項目	件数	質問内容 (具体的に記入)
家族に関すること (家族構成、職業、学歴等)		
住居に関すること (本籍、周辺施設、住居形態等)		
人生観・生活信条に関すること (尊敬する人物、宗教等)		
プライベートに関すること (休日の過ごし方、結婚後の就業等)		
愛読書、購読新聞に関すること		
身体に関すること (体型、既往症等)		
上記以外に関すること		
面接試験以外に特筆すべき事例		

注：・「就職試験受験結果報告書」(様式1)の「5 面接試験について」にある上記面接質問項目に「○」が付いている場合は、就職差別につながるおそれがあるため、別紙「就職試験に伴う公正な選考について」を参考に、生徒に確認し、不適切な事例である場合の件数を記入すること。
・面接質問項目に不適切な事例がない場合は、件数に「0」を記入すること。
・表内に書ききれない場合、裏の枠を広げたりせず、別紙とすること。
・10月末現在で報告書を取りまとめ、11月5日(金)までにメールで報告すること。
(不適切事例がない場合も必ず報告すること。)

様式3：ハローワーク報告用

(様式3)

3 高第 号
令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

愛知県立 高等学校長

就職試験における不適切事例について (報告)

このことについては、次のとおりです。

事業所名	
事業所所在地	
受験生徒数	男 女 計
職 種	
事 例	具体的な質問内容
	対象者の合否 採用 ・ 不採用
特 記 事 項 (当該質問に至った経緯等、生徒から聴取した内容)	特記事項の記載内容を求人者に伝えることの可・否
	可 否
学 校 名	
担 当 者	教頭
電 話	
ファックス	

注：・求人票を添付すること。
・就職試験(面接試験以外も含む。)において特に改善が必要と思われる事例について記入すること、なお、枠内に書ききれない場合は、別紙とすること。

9 就職差別につながるおそれのある質問例等①

本人に責任のない事項の把握

【本籍・出生地に関すること】

- 本籍地は現住所と同じですか。
- ご両親の出身地はどこですか。
- 生まれてからずっと現在の居所に住んでいますか。

【家族に関すること】

- 家族構成を教えてください。
- 兄弟、姉妹はいますか。何人兄弟（姉妹）の何番目ですか。
- ご両親の職業と役職を教えてください。
- ご家族の中に〇〇の職業（応募職種や業種等）に就いている人はいますか。
- ご両親は離婚しているのですか。
- ご家族の中に大きな病気をした人はいませんか。

【住宅状況・生活環境・家庭環境に関すること】

- 現在の住まいは賃貸住宅ですか。
- 現在住んでいる家の㎡数（間取り）を教えてください。
- 自宅は〇〇ショッピングセンターの近くですか。

9 就職差別につながるおそれのある質問例等②

本来自由であるべき事項の把握

- 信条としている言葉はありますか。
- 尊敬する人はいますか。
- ○○政党の政策や方針についてどう思いますか。
- 選挙に行きましたか。
- 最近興味を持った本はありますか。
- どの新聞を読んでいますか。愛読書は何ですか。
- 労働組合に加入しますか。

その他の把握

- 交際相手はいますか。何歳までに結婚したいですか。
- 結婚、出産後も働き続けますか。
- 血液型を教えてください。
- 持病やアレルギー、又は入院歴はありますか。
- 障害者の方には○○資格を取得していただくこととなりますがよろしいですか。
- なぜ部活動をしなかったのですか。
- 休日は何をしていますか。
- なぜ進学しないのですか。
- 短所を教えてください。また、それをどう克服したかを教えてください。

9 就職差別につながるおそれのある質問例等③

応募書類・作文（小論文）等

- ・ 応募時に「全国高等学校統一用紙」以外の書類の提出は不可
- ・ 戸籍謄（抄）本、住民票（写し）、現住所略図、健康診断書等
- ・ 作文（小論文）の不適切テーマ例
- ・ 「私の家庭」「私の生い立ち」「尊敬する人物」「将来の夢」

オンライン面接

- ・ 愛知労働局では学卒求人の提出企業に対し、オンライン面接はできるだけ避け、対面面接を実施するよう周知
- ・ また、やむを得ず対面面接の実施が困難である場合は、通信機器や会場などについて、学校と事前調整を行ったうえで、柔軟な対応をお願い

10 採用選考に係る応募書類の様式の一部改定について①

① 新たな統一用紙（履歴書）

履 歴 書

令和 年 月 日現在

写真をはる位置
(30×40mm)

ふりがな	
氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)
ふりがな	
現住所	〒
ふりがな	
連絡先	〒

「在籍校」欄と「職歴」欄に分離

在籍校	令和 年 月	高等学校卒業見込み 高等学校卒業
-----	--------	---------------------

職 歴 ※	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	

(※の欄については、記入上の注意事項を確認すること) ← 記載内容の変更

(応募書類 その1)

	取 得 年 月	資 格 等 の 名 称
資 格 等	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
校 内 外 の 諸 活 動 ※		
志 望 の 動 機		
ア ピ ー ル ポ イ ン ト 等 ※		
備 考		

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協賛により令和6年度改定)

- 「履歴書」に係る改定事項

 - ①「性別」欄を削除
 - ②「学歴・職歴」欄を「在籍校」欄と「職歴」欄に分離し、「在籍校」欄には、卒業見込み・卒業の高等学校を記載することとした。
 - ③「資格等」欄に罫線を追記。
 - ④「趣味・特技」欄を削除。
 - ⑤「志望の動機」欄を「志望の動機・アピールポイント等」欄とした。

厚生労働省
愛知労働局

調查書

ふりがな		現住所			
氏名					
昭和・平成 年 月 日生				性別	
学校名				平成 年 月 入学	在学期間 平成 年 月 卒業・卒業見込 (第 学年) 編入学・転入学
課程名				全・定・通	

[illegible]

本人のアップルポイント
推薦事由等

欄の追加

出席状況	欠席日数	1年	2年	3年	4年	特記事項
	欠席の主な理由					

記 載 著	
-------	--

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

令和 年 月 日
(所在地) 〒
(学校名)
(電話番号)
(校長名)

⑤「押印」を不要とした。

10 採用選考に係る応募書類の様式の一部改定について③

③ 新たな統一用紙（履歴書・調査書）の記入上の注意事項

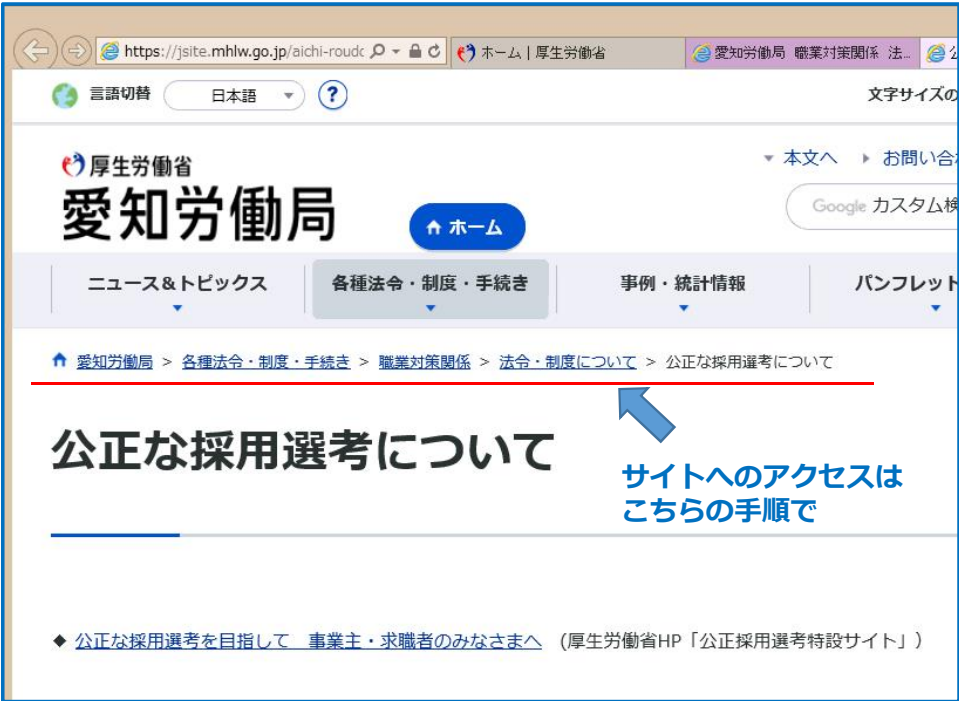
I 履歴書

- 1 「連絡先」欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること。
- 2 「在籍校」欄は、卒業見込み、あるいは卒業した高等学校名を記入すること。高等学校卒業見込み・高等学校卒業の別の該当事項を○で囲むこと。
- 3 「職歴」欄には、いわゆるアルバイトは記入しないこと。
- 4 「校内外の諸活動」欄には、部活動、ボランティア活動、インターンシップなど、校内外の活動状況で記入したい事項がある場合に記入すること。
- 5 「志望の動機・アピールポイント等」欄には、志望の動機、自己PR、特技等を記入すること。
- 6 「備考」欄には、「資格等」、「校内外の諸活動」、「志望の動機・アピールポイント等」以外で記入したい事項がある場合に記入すること。

II 調査書

- 1 基本方針
高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。
- 2 「課程名」欄については、全日制・定時制・通信制の課程別、「在学期間」欄については、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別及び卒業・卒業見込みの別の該当事項をそれぞれ○で囲むこと。
- 3 「学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。
 - (1) 「教科・科目」欄は、高等学校生徒指導要録に基づいて教科・科目名を記入すること。
 - (2) 「評定」欄は、5、4、3、2、1の5段階で記入すること。また、卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。なお、高等学校卒業程度認定試験などを、高等学校の各教科・科目の単位を修得したものとみなした場合は、「評定」欄に「高等学校卒業程度認定試験等」と記入すること。
 - (3) 「総合的な探究(学習)」欄は、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。なお、「総合的な探究(学習)の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な探究(学習)の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。
 - (4) 「留学」欄は、留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した単位数を記入すること。
 - (5) 留学の下空欄には、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導を行い、単位認定を行った場合には、「自立活動」と記入し、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。
また、同規則第86条の2の規定に基づき特別の教育課程による日本語指導を行い、単位認定を行った場合には、「日本語指導」と記入し、各学年において修得した単位数を記入すること。
- 4 「本人のアピールポイント・推薦事由等」欄は、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の長所を取り上げることを基本として記入すること。
- 5 「特別活動の記録」欄は、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び特別活動全体を通して見られる生徒の長所など所見を記入すること。
- 6 「出席状況」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における欠席の状況を記入すること。
- 7 「特記事項」欄は、以下について該当がある場合に記入すること。
 - (1) 休学の期間がある場合
 - (2) 長期欠席中の学校以外の場における学習状況などを把握している場合
 - (3) 職業の特性等において必要な要件として、身体状況（視力及び聴力など）及び配慮事項の記載が求められる場合
- 8 押印は不要とする。

周知・啓発資料



パソコンの方は
こちらのメ
ニューから



スマホの方は
こちらのメニューから

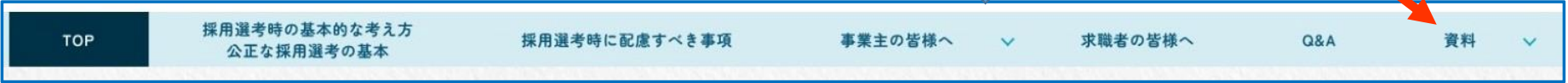


愛知労働局



厚生労働省

「資料」の中に動画もあります。



公正な採用選考をめざして

公正な採用選考について、事業所への周知・啓発、事実確認や指導等はハローワークが行っています。

面接等で不適切な質問があった場合のご相談、その他ご不明な点がありましたら、管轄のハローワークにご相談ください。